

取調べの可視化 ニュース (通算第46号)

2019
第17号
2019.11.1

今号の特集

- ・取調べの可視化フォーラム「その自白、本当ですか？」の開催報告
- ・警察・検察における取調べ録音・録画の実施状況をめぐって
- ・第7回可視化実践経験交流会

編集責任：取調べの可視化本部

取調べの可視化フォーラム 「その自白、本当ですか？」の開催報告

取調べの可視化本部幹事 長島 弘幸(第一東京弁護士会)

本年9月13日に日弁連主催・東京三弁護士会共催にて東京の弁護士会館で「その自白、本当ですか？」―供述心理の分析から虚偽自白の真実に迫る―と題して取調べの可視化フォーラムが開催されました。

第1部では、まず、題材として取り上げた広島市介護施設事件(広島地判平成26年7月16日)の弁護人を務めた芥川宏会員(広島)から同事件の報告がされました。この事件では、被告人が捜査段階で放火殺人を認める虚偽自白をしてしまい、放火殺人で起訴されました。被告人が虚偽自白に

陥った任意同行中の取調べは録音・録画されておらず、その後の警察官取調べの一部と検察官取調べの全部が録音・録画されていません。裁判では自白の任意性・信用性が争われ、取調べDVDの証拠調べや被告人の供述を分析した心理学者(大阪経済大学の村山満明教授)の証人尋問等が行われた結果、裁判所は、自白の信用性を否定し、放火殺人につき無罪を言い渡しました。芥川会員からは、被告人が虚偽自白に陥った経緯や、村山教授に供述分析を依頼して自白には3つのストーリーがあると判明したこと、自白は虚偽とする

村山教授の鑑定結果、取調べDVDの上映方法をはじめ検討課題となった点などが報告されました。次に、同事件において被告人の供述分析を行った村山教授が、供述分析に関する講演を行い、供述分析の手法・手順、同事件における供述分析の内容・結果などについて解説いただきました。供述経過の詳細な検討のためには取調べの全過程の録音・録画が必要であること、虚偽供述の問題は重大事件の被疑者に限られず取調べの可視化を広げることが重要であること、前記事件での村山教授の公判証言は、主として虚偽自白の「心

理」についてのものに制限されたが、供述「分析」の結果も裁判で活かされるべき課題であることなどが語られました。第2部では、菊地幸夫会員(第二東京)をコーディネーター、村山満明教授、木谷明会員(第二東京)、芥川宏会員(広島)、前田裕司会員(宮崎県)の4名をパネリストとし、パネルディスカッションが行われました。無実の人が虚偽自白に転落する心理や、虚偽自白を展開して維持する心理などについて、パネリストの各会員からその経験等に基づく話が語られ、村山教授からは心理学的な説明が

されました。また、取調べの可視化がもつ意義、取調べの一部しか録音・録画されないことの問題点、対象事件の種類を限定し録画の範囲を身体拘束下に限る改正刑事訴訟法の取調べの録音・録画制度の制限の不合理性について語られ、全事件・全過程の取調べの録音・録画が必要であることが話されました。そして、可視化時代の今後の課題として、無実の人でも虚偽自白によりえん罪になり得るということ、一般の人々が理解を深めていくこと(芥川会員)、取調べに先立つて弁護人の助言を受ける権利・弁護人が取調べに立ち会う権利の実現(前田会員)、供述分析をより分かりやすいものにして裁判に活かしていくこと(村山教授)、可視化の本来の目的は「取調べ」の可視化であり「供述態度」の可視化ではなく、カメラアングルの問題等を解消すべきであること(木

谷会員)などが指摘されました。そして最後に、竹之内明会員(取調べの可視化本部本部長代行)が改正刑事訴訟法の附則に定める3年後の見直しの機会に、取調べの全事件可視化を実現非とも実現すべきであることを訴えて、可視化フォーラムの終了となりました(会場参加者135名)。



パネルディスカッションの様子

警察・検察における取調べ録音・録画の実施状況をめぐって

取調べの可視化本部副本部長 小坂井 久(大阪弁護士会)

1 警察

警察においては、現在、2019年4月26日付け通達(警察庁丙刑企発第113号及び同第114号・警察庁刑事局長)に基づき、取調べの録音・録画を行っています。また、刑法301条の2の施行に伴い、犯罪捜査規範182条の3が規定されました。

平成30年度(2018年4月〜2019年3月)の取調べ録音・録画の実施状況によると、裁判員裁判対象事件3266件中2860件で身体拘束下「全過程」の録音・録画がなされており、その率は、87.6%になっています(制

度対象事件については、現在、警察の場合、「指定暴力団員に係る事件」は形式的に例外事由に当たるとして全部不実施しているのが特徴的です。全部不実施で例外事由を適用したのは135件とされますが、そのうち131件がこの例外事由とのことでした。検察と違って、警察では、法律上対象とされていない事件についての実施は、知的障がい者などを除くと、ほとんどできていません。法律上の対象事件と対象外事件とで、取調べの録音・録画の実施がダブルスタンダードになっているといわざるを得ないのです。また、在宅取調べに至っては、特殊な例

を除いて、まず、されていないとみられます。さらに参考人取調べについては、(児童に対して厚労省・検察庁と協同して行う)いわゆる協同面接ケース以外は、全くされていないようです。何よりも制度対象事件について間違いなくきちんと録音・録画することが肝心で(それ以外の事件についてはまだ実施する)余力に乏しいというのが警察側の姿勢・建前です。しかし、前記通達(第113号)の3項には、対象に該当しない場合「個別の事案ごとに被疑者の供述状況、供述以外の証拠関係等を総合的に勘案しつつ、録音・録画を実施する必要性がそ

のことに伴う弊害を上回ると判断される場合に実施することができると記されています。従前の試行指針(2016年9月15日)では、「必要性が…弊害を大きく上回ると判断されるとき」と記載されていますが、「大きく」という要件は削除されたのです。ここに弁護士のターゲットが示されているといえるでしょう。

2 検察

検察は、現在、2019年4月19日付け依命通知(最高検判第5号・次長検事)によって、法律上の対象事件(「裁判員類型」「独自捜査類型」)のほか、「知的障害類

型」「責任能力類型」について、取調べの録音・録画を実施しています。平成30年度(2018年4月〜2019年3月)において、前記4類型の身体拘束下「全過程」率は、概ね90%から100%の間ですが、検察で着目すべきは、前記以外の「試行」についてです。身体拘束下の一般事件97314件のうち「全過程」件数は、84790件であり、その「全過程」率は87.1%になっているのです。検察では、今、身体拘束事件の全取調べが「全過程」録音・録画に向かっているといえるでしょう。

もっとも、被害者・参考人取調べについては、試行の対象とされているものの、年間3000件レベルで推移しています。他方、被疑者の在宅取調べの可視化は、一般事件でも、申入れ実践による実施例がみられるようになってきています。

第7回可視化実践経験交流会

日 時：11月30日(土) 午後1時～午後5時
 場 所：TKPガーデンシティ宇都宮「ロイヤルホール」
 パネリスト：村岡 啓一 教授(白鷗大学法学部)
 小坂井 久 会員(取調べの可視化本部副本部長) ほか

